

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">1</div> <b>京都府と情報共有して、コロナ感染者へ可能な支援を</b>		
趣旨	<p>新型コロナウイルス感染症の感染爆発による医療崩壊により、必要な医療やその他の支援を受けられず、自宅に放置される方が激増しています。国の失政によってもたらされた危機的状況ですが、市民の命と健康を守るため、市長は京都府と情報共有し、可能な支援を行っていただきたい。</p>		
事項 (質問・提案等)	<p>新型コロナウイルス感染症の感染爆発により、全国各地で医療を受けることができずに自宅に放置される方が激増しています。医療の提供はおろか、パルスオキシメーターも届かない、食料支援も届かない事態も起きています。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染者に関する情報は京都府から向日市にほとんど提供されないため、実態がわかりません。在宅で放置されて助けを必要とする市民が、どこにどれくらいいらっしゃるのか、向日市には何もわからない状態です。</p> <p>(1) 京都府から向日市に対して、新型コロナウイルス感染者に関していったいどのような情報が提供されているのでしょうか？</p> <p>(2) 新型コロナウイルスの感染者に対しては、保健所が一元的に対応していますが、感染が爆発的に拡大している現状で、保健所機能は完全にパンク状態です。保健所を管轄する京都府に任せているだけではいけない段階に来ているのではないのでしょうか。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、知事は、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、「臨時の医療施設」において医療を提供しなければならないと定めています。また知事は、必要があると認めるときは、その実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとしています。</p> <p>現状は、市民に対して必要な医療を提供すべき国や京都府の責務が果たされていないとは、とうてい言えません。</p> <p>市民の命と健康を守るために、市長は京都府と情報共有し、医療の提供その他市民への支援を行っていただきたいがいかがでしょうか。</p>		

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">2</div> <b>コロナ禍の市民の生存権を保障する生活保護行政を</b>			
<p>趣 旨</p> <p>新型コロナ禍の下で経済的困窮が広がっているにも関わらず、市民の生存権を保障するための生活保護の利用はあまり増えていません。生活保護制度を市民や利用者が正しく理解し、利用しやすく、安心して保護が受給できるよう、改善の取り組みを求めます。</p>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>(1) 生活保護の入口である向日市の「生活保護のしおり」の見直しが必要と考えます。以下の点について見解を求めます。</p> <p>①生活保護が、「憲法 25 条に基づく国民の権利である」という基本的なことが明記されていません。</p> <p>厚生労働省の生活保護のHPには、「生活保護は権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と記載されました。</p> <p>京都府のしおりには、表紙に「憲法 25 条に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護法で定める要件を満たす限りどなたでも受けることができます。」と記載されています。</p> <p>②逆に、生活保護利用の心理的ハードルを高くするような記載が随所に見られます。</p> <p>「生活保護のしおり」は、最初に「私たちは独立した個人として働き、自立して生活しています。また家族を構成し、ともにたはたらき、共同し、助け合って生活を維持しています」と記載されていますが、決してそんな人ばかりではありません。向日市がモデルを設定して、それから外れる人を疎外するような記載はやめるべきです。</p> <p>その一方で、「法律の趣旨を正しく理解して、約束事を守っていただく必要があります」などが最初に書かれており、「保護費を徴収するとき」の項目には、「刑法により罰せられる場合があります」との記載があります。これは不正確かつ恫喝的です。大きな不安をもって相談に訪れる方に、保護の申請をためらわせるような文章は不適切です。</p> <p>③利用者市民にとって有益な情報は、しっかり記載して伝えていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護の種類別に、どのような支援があるか具体的な説明がありません。支援のメニューを申請者本人が知ることが必要ではないでしょうか。</li> <li>2. 収入の申告義務が明記されている一方で、就労収入に対する控除や、高校生のアルバイト収入の控除についての説明がありません。</li> <li>3. 扶養照会は、生活保護の利用をためらう大きな原因になっています。虐待やDVを受けているなど特別な事情がある場合には、親族への調査・照会をしないでよいこと、その場合は事前に相談することなど、必要な情報を記載して頂きたい。</li> </ol>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
<p>表 題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 100px;"> <p><b>2</b>    <b>コロナ禍の市民の生存権を保障する生活保護行政を</b></p> </div>			
<p>事 項 (質問・提案等)</p> <p>④暴力団の排除について、一切の記載がありません。2年前の事件を踏まえれば、明確に記載すべきです。</p> <p>⑤以上述べたことの他にも、改善が必要と思われる事項がいろいろあります。ぜひ他市の事例も参考に「生活保護のしおり」を見直して頂きたいが、いかがでしょうか。</p> <p>(2) 市民が保護申請をためらう最大の壁となっている不要な「扶養照会」をやめること。</p> <p>「扶養照会」は、親族等に対して、扶養の可否を照会調査することですが、「田舎の親や親戚に知られるくらいなら生活保護を受けない」などと、生活保護の申請をためらう大きな壁になっています。</p> <p>一方生活保護ケースワーカーにとっても、扶養照会により保護利用者との信頼関係が崩れたり、心理的・時間的負担も大きいと聞きます。向日市の生活保護の現場においても、この扶養照会や金融機関調査などの調査活動に多大な労力を費やしている実態が、監査資料の中からもうかがえます。</p> <p>そして、多大な労力をかけて扶養照会をしても、経済的支援に結びつくケースはきわめてまれであるため、全国の生活保護ケースワーカーや研究者・弁護士等で作る全国公的扶助研究会は、「不要な扶養照会を行わないこと」を提言しています。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>①2020年度の保護申請件数と、そのうち扶養照会を行った件数、および延べ件数、その結果金銭的扶養が履行された件数とその金額的効果について。</p> <p>②田村厚労相は国会答弁で「扶養照会は義務ではありません」と3回繰り返しました。また生活保護法には、「扶養義務者の扶養は、保護に優先して行なわれる」と規定されていますが、この「優先」の意味は「(1)公的扶助に優先して私的扶助が事実上行われることを期待しつつも、(2)これを成法上の要件とすることなく、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うもの」(小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」119頁)とされています。本市もその基本認識は同じでしょうか。</p> <p>③扶養が期待される場合にのみ扶養照会を行う運用に改めることにより、生活保護ケースワーカーが、対人支援の本来職務の充実・強化をはかることが期待できると考えます。所見をうかがいます。</p>			

質問者氏名	杉谷 伸夫	所属会派	会派に属さない議員
表 題	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-right: 10px;">3</div> <b>パブリックコメント制度の運用について</b>		
趣 旨	<p>「向日市職員の公正な職務の執行に関する条例」は、条例案がパブリックコメントにかけられた後、パブリックコメントで出ていない内容まで大幅に変更されて議会に提出されました。これは、パブリックコメント本来の目的・趣旨に反するのではないのでしょうか？制度の信頼に関わる重大問題です。</p>		
事 項 (質問・提案等)	<p>向日市パブリックコメントに関する要綱には、パブリックコメントの目的として「市の意思決定過程への市民参画の機会を保障し、もって市民等への説明責任と行政運営の透明性を確保するとともに、公正で開かれた市政の推進に資する」とうたわれています。市民意見を尊重して検討し、計画や施策に反映するとともに、その過程を透明性を持って公表し、説明することが、この制度への信頼を得るための条件です。</p> <p>パブリックコメント要綱の第7条に「実施機関は、パブリック・コメントを実施して計画等を策定したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない」として、「計画等の案を修正した場合における当該修正内容及びその理由」があげられています。</p> <p>今回も、パブリックコメントで寄せられた意見に対して市の意見が公表されました。しかし議会に提出された条例案は、それ以外に重要な条文が多数修正されていました。そしてその修正内容および理由は、一切公表されませんでした。</p> <p>パブリックコメント実施後に、今回のようにパブリックコメントで論点にならず、言及されていない内容を新しく追加・変更することは、どこまで許容されるのでしょうか。</p> <p>パブリックコメントに関する要綱第4条に、パブリックコメントを実施しない場合（適用除外）が列記されています。(1)特に緊急を要する場合、(2)軽微な変更を行う場合、(3)実施機関の裁量の余地が少ない場合、(4)（以下省略）</p> <p>パブコメ終了後に新たに内容修正を行う場合は、再度パブリックコメントを行うことが望ましいが、省略するにはこの適用除外の条項を類推適用するのが相当と思いますが、このどれにも該当しません。本来であれば、改めてパブコメを行うべき事案だったのではないのでしょうか。このような恣意的なやり方が許されるなら、重要な変更が市民の目に触れないまま行われ、パブリックコメント制度は形骸化してしまいます。</p> <p>市長の見解を求めます。</p>		